

## ○精神科病院における障害者虐待への対応について

### 1 概要

令和4年第210回国会において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が成立し、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**（以下「法」という。）も一部改正（令和6年4月1日施行）された。

改正法では、**精神科病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならないとされ、都道府県は必要と判断した場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる**とされた。（別添参考資料参照）

### 2 根拠法令

#### 改正法 第40条の3 第1項

「精神科病院において業務従事者による**障害者虐待**（業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。」

#### 改正法 第40条の5 第1項

「厚生労働大臣又は**都道府県知事は**、必要があると認めるときは、第四十条の二第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に関し、**精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類を検査させ（中略）することができる。**」

#### 改正法 第40条の6 第1項

「厚生労働大臣又は**都道府県知事は**、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に係る**精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは**、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、**改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。**」

### 3 通報の対象となる虐待行為（改正法第40条の3）

業務従事者が精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う以下の行為  
身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待

### 4 事業内容

#### (1) 通報受付・調査事務

**精神保健福祉センターを虐待対応機関として位置づけ**、迅速な立入検査及び被虐待者の安全確保等を行える体制を整える。また、必要に応じて、**精神保健指定医を派遣し被虐待者の診察を行う。**

- ・通報調査事務
- ・精神保健指定医派遣

#### (2) ケース会議等開催

精神保健福祉センターにおいて、通報事案の緊急性を判断する**担当部局会議(担当部局の管理職及び職員複数名で構成)**、虐待事実の確認及び方針を協議する**虐待対応ケース会議(外部専門家が参加)**を行う。

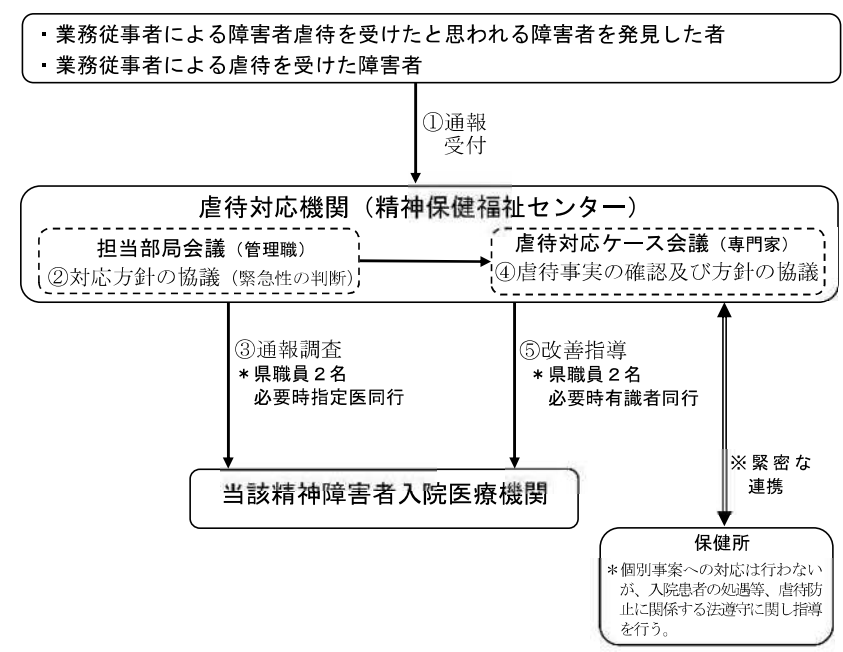
#### (3) 改善指導事務

障害者虐待が認められた場合に、当該精神科病院に対する指導等を行う。  
また、医療機関の求めに応じて**外部有識者を派遣し、必要な助言や研修等を実施する。**

#### (4) 普及啓発事務

精神科医療機関を対象に、**障害者虐待防止に関する研修を実施する。**  
・虐待防止研修開催（医療スタッフ及びその他職員を対象）

#### 【事業体系図】





## 精神保健福祉法改正に係る 市町村向け説明会

令和5年3月6日(月)13時～  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神障害保健課

令和6年4月から(続き)

### 医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要があり、指定医はそれに協力しなければならない。

### 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

## 精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

令和5年12月14日付障精発1214第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」別添1



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を見つけた際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出すことができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先(電話番号や電子メール等)

令和3年度障害者総合福祉推進事業を参考に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課作成

